

高知県公報

発行 高知県 高知市丸ノ内一丁目2番20号
発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次	ページ
告示	
○県統計調査の実施（2件）	（統計課） 1
○クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定	（食品・衛生課） 1
○公共測量の実施の通知	（用地対策課） 2
公告	
○土地改良区の役員の就退任（3件）	（農業基盤課） 2
○開発行為に関する工事の完了	（都市計画課） 2
高知県収用委員会公告	
○公示による送達	（7・8掲示） 2
○収用の裁決手続の開始の決定	3
○収用及び使用の裁決手続の開始の決定	3
入札公告	
○一般競争入札（バイブレーション血管造影X線装置の購入）の公告	（公営企業局 県立病院課） 4

告 示

高知県告示第384号
次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。
平成28年7月12日
高知県知事 尾崎 正直

1 調査の名称
高知県における今後の管理型産業廃棄物最終処分のある方に関する基本構想（マスタープラン）策定委託業務における基礎調査（エコサイクル利用者アンケート調査票）

2 調査の目的
高知県内の産業廃棄物処理の現状及び全国の管理型産業廃棄物最終処分場の整備状況等を調査し、マスタープラン策定の資料とする。

3 調査対象の範囲
（1） 地域
県内全域
（2） 単位

事業者
（3） 属性
高知県内のエコサイクルセンター（管理型最終処分場許可業者）利用者

4 報告を求める事項及びその基準となる期間
（1） 報告を求める事項
産業廃棄物の排出量及び将来の排出見込量
（2） その基準となる期間
平成27年度の実績

5 報告を求める者
（1） 数
183事業者
（2） 選定方法
全数

6 報告を求めるために用いる方法
（1） 調査組織
県が民間業者を経由して報告を求める。
（2） 調査方法
郵送調査

7 報告を求める期間
平成28年7月中旬から同年11月まで

高知県告示第385号
次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。
平成28年7月12日
高知県知事 尾崎 正直

1 調査の名称
高知県における今後の管理型産業廃棄物最終処分のある方に関する基本構想（マスタープラン）策定委託業務における基礎調査（管理型産業廃棄物最終処分場の整備手法等調査票）

2 調査の目的
高知県内の産業廃棄物処理の現状及び全国の管理型産業廃棄物最終処分場の整備状況等を調査し、マスタープラン策定の資料とする。

3 調査対象の範囲
（1） 地域
全国
（2） 単位
都道府県
（3） 属性
高知県を除く、全ての都道府県の廃棄物行政担当部署

4 報告を求める事項及びその基準となる期間
（1） 報告を求める事項
ア 民間の管理型産業廃棄物最終処分場の有無
イ 民間と公共関与の役割分担

ウ 公共関与の管理型産業廃棄物最終処分場の有無
エ 公共関与施設の概要（埋立面積、埋立容量等）
オ 公表されている受入品目と受入品目毎の処分料金
カ 計画時の産業廃棄物発生量の将来予測手法
キ 計画時に受入れる産業廃棄物の減量化を図るための検討の有無
ク 候補地の抽出方法
ケ 既設の公共関与の管理型産業廃棄物最終処分場の延命化の検討の有無と実施の有無
（2） その基準となる期間
依頼調査を行った時点

5 報告を求める者
（1） 数
46都道府県
（2） 選定方法
全数

6 報告を求めるために用いる方法
（1） 調査組織
県が民間業者を経由して報告を求める。
（2） 調査方法
オンライン調査（電子メール）

7 報告を求める期間
平成28年7月中旬から同年11月まで

高知県告示第386号
クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項の規定によるクリーニング師の研修（以下「研修」という。）及び同法第8条の3の規定による業務従事者に対する講習（以下「講習」という。）の指定を平成28年6月27日付けで次のとおり行った。
平成28年7月12日
高知県知事 尾崎 正直

1 研修及び講習の主催者
東京都港区新橋六丁目8番2号
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

2 第1型研修の開催年月日並びに会場の所在地及び名称
平成29年2月5日（日）
高知市本町五丁目3-20 高知共済会館

3 第2型研修及び講習の受付期間
平成28年12月12日（月）から平成29年1月16日（月）まで

4 研修及び講習の科目
衛生法規及び公衆衛生
洗濯物の受取、保管及び引渡し
洗濯物の処理
繊維及び繊維製品

5 研修及び講習の受講料

研修受講料 5,000円
講習受講料 4,500円
6 研修及び講習の受講の申込先及び問い合わせ先
高知市はりまや町三丁目7番6号 パームサイドビル2階
公益財団法人高知県生活衛生営業指導センター

高知県告示第387号

高知県安芸土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を平成28年6月29日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成28年7月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 作業種類
公共測量（航空レーザ測量、地形測量）
- 2 作業期間
平成28年6月27日から平成29年1月29日まで
- 3 作業地域
安芸市奈比賀地区並びに安芸郡北川村小島地区及び平鍋地区

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、田野町土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成28年7月12日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏名	住 所
(退任)		
理事	藤田 譲	安芸郡田野町 660番地1
(就任)		
理事	山脇 幾男	安芸郡田野町1286番地

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、高知市布師田土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成28年7月12日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏名	住 所
(退任)		
理事	徳弘 頼昭	高知市布師田 2197番地
〃	野々村三男	〃 〃 2132番地
〃	西川 章史	〃 〃 480番地
〃	齋藤 壽雄	〃 〃 281番地
〃	友村 康夫	〃 〃 793番地

〃	江淵 正直	〃 〃 1817番地
〃	徳弘 和	〃 〃 2015番地4
〃	土居 義長	〃 〃 2669番地
〃	早崎 武夫	〃 〃 1218番地
〃	泉 俊光	〃 一宮徳谷 20番2号
〃	古田 辰雄	〃 大津乙 2261番地1
〃	島崎 進一	〃 北秦泉寺 6番地5
監事	飯田 義文	〃 布師田 496番地の2
〃	友村 承蔵	〃 〃 785番地
〃	安松 克輔	〃 大津乙 2334番地

(就任)

理事	徳弘 頼昭	高知市布師田 2197番地
〃	野々村三男	〃 〃 2132番地
〃	西川 敏孝	〃 〃 478番地
〃	竹村 隆行	〃 〃 352番地2
〃	友村 康夫	〃 〃 793番地
〃	江淵 正直	〃 〃 1817番地
〃	徳弘 和	〃 〃 2015番地4
〃	土居 義長	〃 〃 2669番地
〃	北村 謙	〃 〃 1055番地
〃	岡上 政義	〃 一宮徳谷 5番24号
〃	古田 辰雄	〃 大津乙 2261番地1
〃	島崎 進一	〃 北秦泉寺 6番地5
監事	飯田 義文	〃 布師田 496番地の2
〃	友村 承蔵	〃 〃 785番地
〃	前田 修一	〃 〃 2300番地

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、南国市田村堰井筋土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成28年7月12日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏名	住 所
(退任)		
理事	浜口 正憲	南国市浜改田 398番地の1
〃	濱田 清貴	〃 立田 2148番地
〃	大畠 幸男	〃 蔵福寺島 268番地の2
〃	島内 康臣	〃 物部 894番地
〃	岡本 忠雄	〃 田村 乙 888番地
〃	末政 隆一	〃 〃 乙1114番地
〃	池 正二郎	〃 前浜 2057番地の4
〃	松下 明彦	〃 〃 294番地
〃	大原 義彦	〃 〃 2193番地の1
〃	森 尚武	〃 田村 甲 113番地の2

監事	濱田 暁	〃 前浜 2332番地
〃	末政 博章	〃 田村 乙1126番地

(就任)

理事	浜口 正憲	南国市浜改田 398番地の1
〃	大畠 正興	〃 蔵福寺島 143番地
〃	佐竹 幸雄	〃 立田 1803番地の3
〃	山本 廣昭	〃 物部 119番地
〃	森 尚武	〃 田村 甲 113番地の2
〃	岡本 忠雄	〃 〃 乙 888番地
〃	末政 隆一	〃 〃 乙1114番地
〃	松下 信幸	〃 前浜 304番地
〃	大原 義彦	〃 〃 2193番地の1
〃	池 正二郎	〃 〃 2057番地の4
監事	濱田 暁	〃 前浜 2332番地
〃	末政 博章	〃 田村 乙1126番地

~~~~~  
都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成28年7月12日

高知県知事 尾崎 正直

| 許可番号                    | 開発区域に含まれる地域の名称           | 開発許可を受けた者の住所及び氏名                                        |
|-------------------------|--------------------------|---------------------------------------------------------|
| 平成28年4月12日<br>28高都計第21号 | 香美市土佐山田町字<br>宗目殿丸438番3ほか | 香川県高松市林町<br>2217番地50<br>ミサワホーム四国<br>株式会社 代表取<br>締役 下山 隆 |

-----  
**収 用 委 員 会 公 告**  
-----

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定により送達すべき次の書類は、高知県収用委員会事務局において保管しているため、次の者は、出頭の上その交付を受けてください。

なお、当該書類を受領しないときは、平成28年7月29日をもって同項の規定による送達があったものとみなされます。

平成28年7月8日（揭示済）

高知県収用委員会会長 山下 訓生

- 1 書面の種類  
平成28年7月6日付け権利取得及び明渡し of 裁決書
- 2 書面の交付を受ける者の住所及び氏名  
高知市春野町西畑字高川原割1500番38及び1500番58並びに字

菅前割北ノ丁2101番ヲの土地の所有者兼関係人（物件所有者）のうち次の者

|          |            |
|----------|------------|
| 住所及び氏名不明 | 亡柳井熊吉の相続人  |
| 住所不明     | 柳井 スエノ     |
| 住所及び氏名不明 | 亡柳井スエノの相続人 |
| 住所不明     | 柳井 直澄      |
| 住所不明     | 柳井 百合子     |
| 住所不明     | 柳井 壽澄      |
| 住所及び氏名不明 | 亡柳井壽澄の相続人  |
| 住所及び氏名不明 | 亡柳井直澄の相続人  |
| 住所及び氏名不明 | 亡柳井百合子の相続人 |

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成28年7月12日  
高知県収用委員会会長 山下 訓生

- 1 起業者の名称  
高知県
- 2 事業の種類  
一般国道494号改築工事（吾桑バイパス・須崎市桑田山字小濱谷地内から同市吾井郷字岡山地内まで）
- 3 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等  
須崎市吾井郷地内

| 字  | 地番      | 地目  |    | 地積  |        | 裁決手続の開始を決定した土地の面積 |
|----|---------|-----|----|-----|--------|-------------------|
|    |         | 登記簿 | 現況 | 登記簿 | 実測     |                   |
| 岡山 | 乙2090番4 | 墓地  | 山林 | 33㎡ | 29.12㎡ | 29.12㎡            |

収用の裁決手続の開始を決定した土地の区域は、別図のとおりである。  
（「別図」は、省略し、高知県収用委員会事務局において縦覧に供する。）

- 4 土地所有者の住所及び氏名  
不明。ただし、  
土佐市蓮池854番地4 カーサしろやま I 103  
大野 節子  
又は大正15年3月8日家督相続による亡大野俊吉の家督相続

人亡大野京馬の法定相続人  
高知市長浜5266番地2 T O S A桂浜103

|         |       |
|---------|-------|
| 持分12分の1 | 大平 麗希 |
| 持分36分の1 | 筒井 彬真 |
| 持分18分の1 | 市川 裕子 |
| 持分6分の1  | 久瀬 京子 |
| 持分6分の1  | 大平 清子 |
| 持分12分の1 | 宮地 美香 |
| 持分12分の1 | 眞城 文世 |
| 持分24分の1 | 早瀬 一枝 |
| 持分48分の1 | 片岡 功  |
| 持分96分の1 | 片岡 健生 |
| 持分96分の1 | 澤田 莉沙 |
| 持分12分の1 | 八木 勝彦 |
| 持分12分の1 | 大崎 千重 |
| 持分12分の1 | 松木 節  |

- 5 土地に関して権利を有する関係人の住所、氏名及びその権利の種類  
なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日  
平成28年7月6日

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成28年7月12日  
高知県収用委員会会長 山下 訓生

- 1 起業者の名称  
高知県
- 2 事業の種類  
一般国道494号改築工事（吾桑バイパス・須崎市桑田山字小濱谷地内から同市吾井郷字岡山地内まで）
- 3 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等  
須崎市桑田山地内

| 字 | 地番 | 地目 | 地積 | 裁決手続の開始を |
|---|----|----|----|----------|
|   |    |    |    |          |

| 字   | 地番        | 登記簿 | 現況 | 登記簿    | 実測        | 決定した土地の面積 |
|-----|-----------|-----|----|--------|-----------|-----------|
| 小濱谷 | 乙2445番イの1 | 山林  | 山林 | 4,462㎡ | 9,361.38㎡ | 1,738.76㎡ |

収用の裁決手続の開始を決定した土地の区域は、別図のとおりである。

（「別図」は、省略し、高知県収用委員会事務局において縦覧に供する。）

- 4 使用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

（1）土地の所在、地番、地目及び地積等  
須崎市桑田山地内

| 字   | 地番        | 地目  |    | 地積     |           | 裁決手続の開始を決定した土地の面積 |
|-----|-----------|-----|----|--------|-----------|-------------------|
|     |           | 登記簿 | 現況 | 登記簿    | 実測        |                   |
| 小濱谷 | 乙2445番イの1 | 山林  | 山林 | 4,462㎡ | 9,361.38㎡ | 36.80㎡            |
|     |           |     |    |        |           | 3.17㎡             |
|     |           |     |    |        |           | 44.58㎡            |
|     |           |     |    |        |           | 454.16㎡           |

使用の裁決手続の開始を決定した土地の区域は、別図のとおりである。

（「別図」は、省略し、高知県収用委員会事務局において縦覧に供する。）

- （2）使用の方法及び期間  
ア 使用の方法  
（ア）使用する土地の面積が36.80平方メートルであるもの  
補強土壁工事に伴う掘削のための使用  
（イ）使用する土地の面積が3.17平方メートルであるもの  
補強土壁工事及びトンネル本体工事に伴う掘削のための使用  
（ウ）使用する土地の面積が44.58平方メートルであるもの



いものとする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) 契約書作成の要否

要

(8) 資格審査に関する事項

2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、高知県知事が定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、平成28年7月25日までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。

(9) 関連情報を入手するための照会窓口

3の(1)に同じ。

(10) 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be procured: Biplane cardiovascular imaging system 1 set

(2) Deadline for the submission of documents to certify the qualification: 5:00 P.M. on Monday 25 July 2016

(3) Date and time for tender (by hand): 10:00 A.M. on Thursday 25 August 2016

(4) Date and time for tender (by registered mail): To arrive by 5:00 P.M. on Wednesday 24 August 2016

(5) Contact: Prefectural Hospital Division, Public Enterprise Bureau, Kochi Prefectural Government 1-7-52 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-0850 Japan  
Tel: 088-821-4634

(6) Others: As in the tender documentation